

第5回過労死防止学会 第6分科会「24時間営業と『夜休む権利』—コンビニを中心に」

『過労で倒れた父からコンビニをひきついで』

コンビニ加盟店ユニオン副執行委員長 高橋 義隆

みなさんこんにちは、コンビニ加盟店ユニオンの高橋と申します。

コンビニ運営に携わり23年が過ぎました。もともと両親が24年前に地域のファミリーマート本部（エリアフランチャイズ制）と事業主契約をしました。運営7ヶ月目の深夜シフト中、父が脳溢血で倒れそのまま亡くなりました。42歳でした。当時母は41歳。長男の私が17歳・次男が15歳・長女は8歳でした。4600万円の事業融資を受け、不安の中希望を持ち、酒屋から転身したばかりでした。その後、母と二人三脚で運営を続けておりましたが、母も6年前に血液の病気を発症し亡くなってしまいました。父が亡くなってからの母はと言うと、おおよそ15年間毎年4000時間近く仕事をこなし、子育てもし、まさしく自分の人生をなげうって身を粉に働いておりました。

(1) 過労の背景に「利益配分」の問題

我々コンビニ加盟店は、現在の契約で利益を出すには人件費を極度に抑える、または、商品廃棄を抑えるしかすべがありません。しかし、コンビニ本部は品揃えの徹底を指導するので、本部の助言を聞くのであれば、人件費を抑えることしか利益ねん出が叶いません。昨今、コンビニ問題において時間短縮営業への転換若しくは選択制が世論を巻き込んで社会問題へと発展しておりますが、我々現場の実情をお伝えするならば、十分な利益が分配されず、人員に満足いく投資ができないことが極端な人手不足を引き起こしていると言わざるを得ません。働き方改革を政府が打ち出し、少しずつですが世の中の働き方が変化していく中で、コンビニ店の運営がますます世間と逆行した働き方になっていると感じております。

(2) 24時間を強いる大手3社の契約内容

コンビニ時短営業向けビジネスモデルの転換と言われるようになったにも関わらず、私たち加盟店が即座に時短できない事情をお伝えしようと思えます。セブンイレブンでは24時間営業について契約書では、第24条（無休営業および時間）という項目があり、「加盟店はセブンイレブン店の経営について、本部の指導、助言に従い、情報を活用し、販売促進に努め、店舗、設備、在庫品の管理を適切に行い、消費者の期待に応えるため、この契約の定めるところにより、全期間を通じ、年中無休で、連日少なくとも午前7時から午後11時まで、開店し、営業を行うものとする。」となっており、ファミリーマートは、「加盟店は、消費者の利便性をはかり、ファミリーマート・システムの統一性を保持するため、ファミリーマート店を年中無休・24時間営業します。」とあり、「加盟店は本部の事前の書面による承諾を得た場合、24時間営業を行わないことができますが、この場合であっても、午前7時から午後11時までは営業することを要します。」とあります。

続いてローソンは、「契約店舗の営業日・営業時間は、本部の定めるところに従い、加

盟店は、この時間内は完全に契約店舗の営業を行います。本部の定める営業日は、年中無休とし、営業時間は24時間とします。加盟店の冠婚葬祭については、加盟店は、本部にその旨連絡し、営業。営業時間について、本部の指示に従います。」となっています。

(3) 他業態の24時間化を支える一面も

上位3社の24時間営業に関する契約書を見ても、ほぼ強制で24時間365日営業が義務のように記載されております。現場では加盟店が人手不足や大幅な赤字運営による時短の相談をしても本部側現場は取り合ってくれません。背に腹はかえられず、また、協議をしても解決が見いだせないものとし勝手に時短営業を行うと、契約違反による違約金を請求され、契約解除になってしまい、負債を抱えたまま廃業になってしまうリスクから加盟店は極度に怯え、正しく命を削って運営することになります。

昨年12月に「コンビニの現場を考えるシンポジウム」を明治大学で開催しましたが、登壇いただいた日本大学の大山盛義教授は2007年の世界金融危機直後、経済維持のため、各企業たいへん長い労働を強いられ、背景に24時間営業しているコンビニ含むチェーン店の存在がその長時間労働を助長していると発表され、ハッとしたのを覚えています。コンビニに携わり、生計を立てている者（店舗に従事する者や配送者、製造者、メーカー等）は200万人以上とも言われております。

(4) 人並みの生活と休息を求めて

私たちコンビニ関係者は過酷な労働時間により、おそらく多くの者が精神に異常をきたしているものと考えられます。過労死及び過労自死をする者の殆どが脳や心臓・精神疾患によるものと関連付けされておりますが、私たち裁量の少ないフランチャイズ事業者は現在のところ、自己責任として処理されます。私たちはコンビニ事業主なのに労働組合を結成し今年で10年目となります。各本部と加盟店共通の問題を解決する為、面で法的拘束力のある団体交渉権を得ること、また、事業主とは名ばかりでその裁量が殆どないことから、労働組合としての道を模索しました。地方労働委員会ではセブンイレブン、ファミリーマート各社に弊団体を労働組合と認め、直ちに団体交渉をせよと命令が下されましたが、両社は不服とし、中央労働委員会へ不服申し立てを行い、3月15日に中央労働委員会は、弊団体は顕著な事業者性があるとし、地方労働委員会の命令を取り消しました。

同時期、経産省がコンビニ店向けのアンケートを行い、2014年度のアンケートから加盟店満足度が著しく低下し、人手不足の深刻化も示され、世耕大臣が大手8社と面談をし、各社行動計画を打ち出しましたが、残念ながら我々加盟店はその計画では運営維持が厳しいと言わざるを得ません。世耕大臣は加盟店ヒアリングを行うと明言されておられるので、我々がその場に呼ばれるよう、署名活動も始めております。

最後に、お伝えしたいこととして、我々コンビニ加盟店主は贅沢がしくて不平不満を言っている訳ではありません。せめて人並の生活、休息がほしく改善活動をしております。休む権利、とりわけ夜休む権利をどうにか得たい。そんな思いです。

有識者の方々に我々の実情を把握していただき、新しい時代になったものの取り残されやがて消滅してしまうのではないかと懸念のあるコンビニの現場改善にお力添えを頂きたいと思っております。